## 日タイ経済連携協定におけるデータ交換開始後の PDF ファイルによる輸入通関に伴う日商宛事後報告の方法について

2025 年 10 月 28 日 日本商工会議所

日タイ経済連携協定におけるデータ交換開始後、システムトラブルにより日本から送信した e-CO がタイ税関で受領を確認できない場合、代替措置として PDF ファイルにより輸入通関が可能です。

この場合、輸出者は当所に対して、PDFファイルで通関手続きを行ったことを事後報告いただく必要があります。

ついては、システム上での当該事後報告の方法を下記のとおりご案内いたします。

なお、システムトラブル時以外の場合には、PDFファイルをタイ税関へ提出しても関税の減免手続きは受けられませんのでご留意ください。

記

OPDF ファイルで通関した場合の事後報告方法について

再※

- (1) 第一種特定原産地証明書発給システムのメインメニュー・発給申請書入力の「発給申請状況照会一覧」を表示します。
- (2) 該当する証明申請データ列・右端にあるオンライン発給の「印」を押下するか、該 当する証明申請データを選択して「発給申請書参照」画面下部の【証明書オンライン発給】ボタンを押下してください。

複写

再発

修正|削除

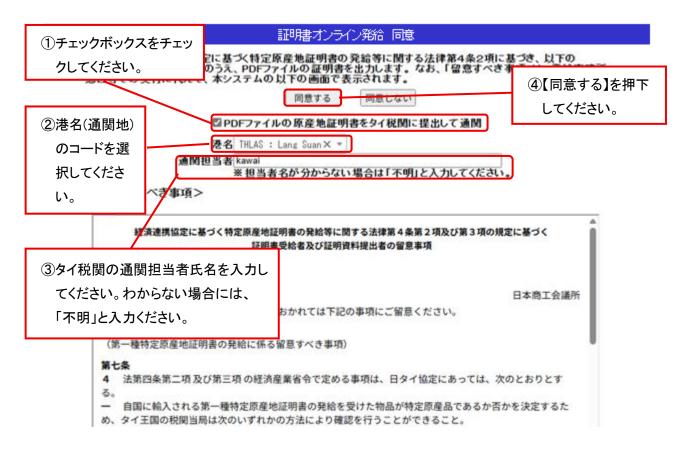
		発給甲	<b>計畫参照</b>		メニュー
手数料納付・証明書	の交付方法				
手数料納付方法	● 後日払い		交付(受取)方法	<ul><li>チータ交換</li></ul>	
審査完了後のメール	Spirite and the spirite and th				
l審査完了後のメール E-nail送信希望	送信希望の有無  ○ 希望する  ○ 希望しない	E-mail			

本データは証明書の発給以外の目的で使用することはなく、ほかに公表されることもありません。また、経済連携協定に基づく特定原 産地証明書の契論等に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間(日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定、日ベト ナム協定および80CP協定は3年間)、発給機関に保存されます。

ご人力いただいた文字数が多い場合、改行の関係(印字の際、半角スペースで区切られた1つの単語の途中では改行せずに、その単語 は次の行へ印字します)で、文字が証明書にすべて表示されないことがあります。「証明書イメージ」で印刷される内容をご確認くだ (保品名、Narks and numbers - 欄は、特にご注意ください)。なお、このような場合、区切りたい部分に半角スペースを入れる ことで調整することができます。



- (3)「証明書オンライン発給 同意」画面に遷移した後、以下①~④を実施ください。
  - ① チェックボックス「PDF ファイルの原産地証明書をタイ税関に提出して通関」を☑ してください。
  - ② 「港名」に通関地のコードを選択してください。申請時に仕向地を選択した場合は、本欄に当該仕向地が自動で表示されます。選択していない場合は、「(空欄)」で表示されますので、適切な仕向地のコードを選択してください。なお、原産地証明書上に仕向地の記載がある場合、原則、本欄は原産地証明書上の仕向地と一致します。一致しない場合は再発給の対象となり得ることをご留意ください。
  - ③ 「通関担当者」にタイ税関の通関担当者氏名を入力してください。なお、通関担当者氏名が分からない場合は「不明」と入力してください。
  - ④ ①~③を入力完了したら【同意する】を押下してください。



(4) ポップアップで「オンライン発給を実施 します。よろしいでしょうか。」と表示さ れるので、【OK】を選択してください。



以上

<お問い合わせ先>

日本商工会議所 国際部

問い合わせフォーム: https://www.jcci.or.jp/tokutejco-form.html